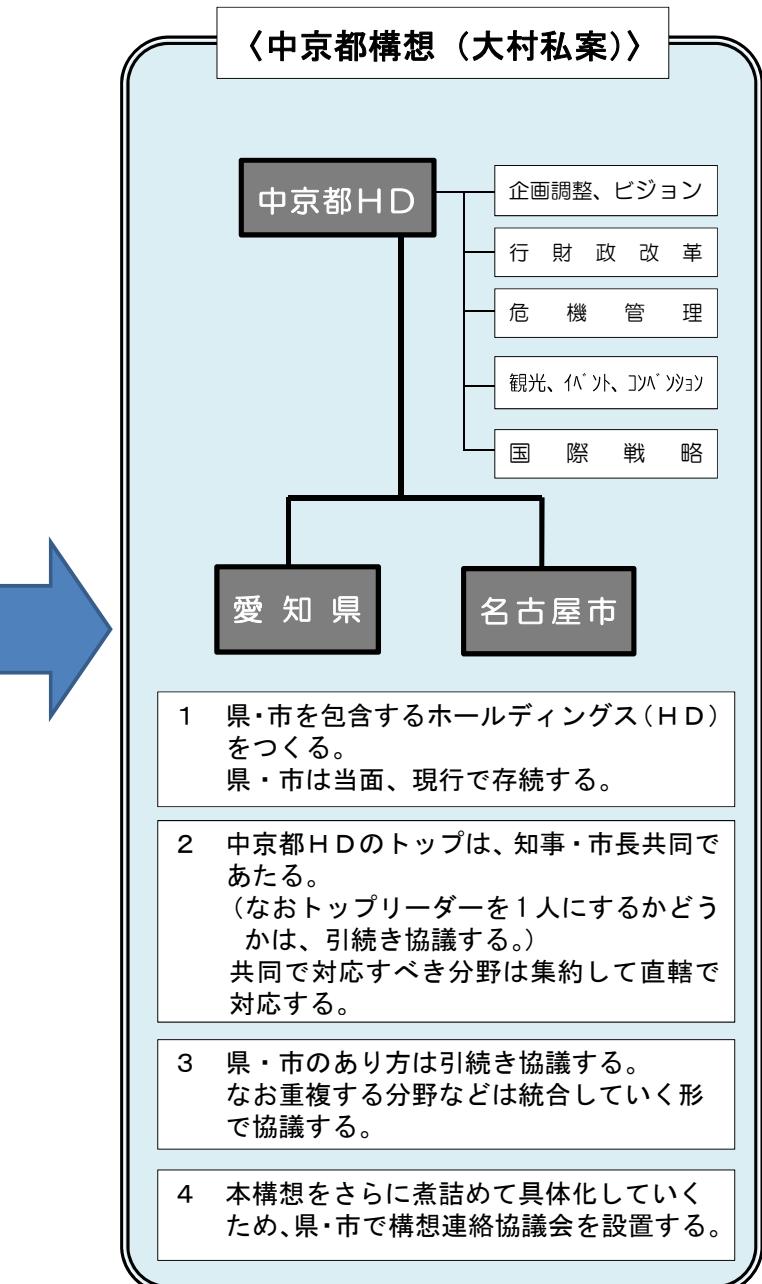
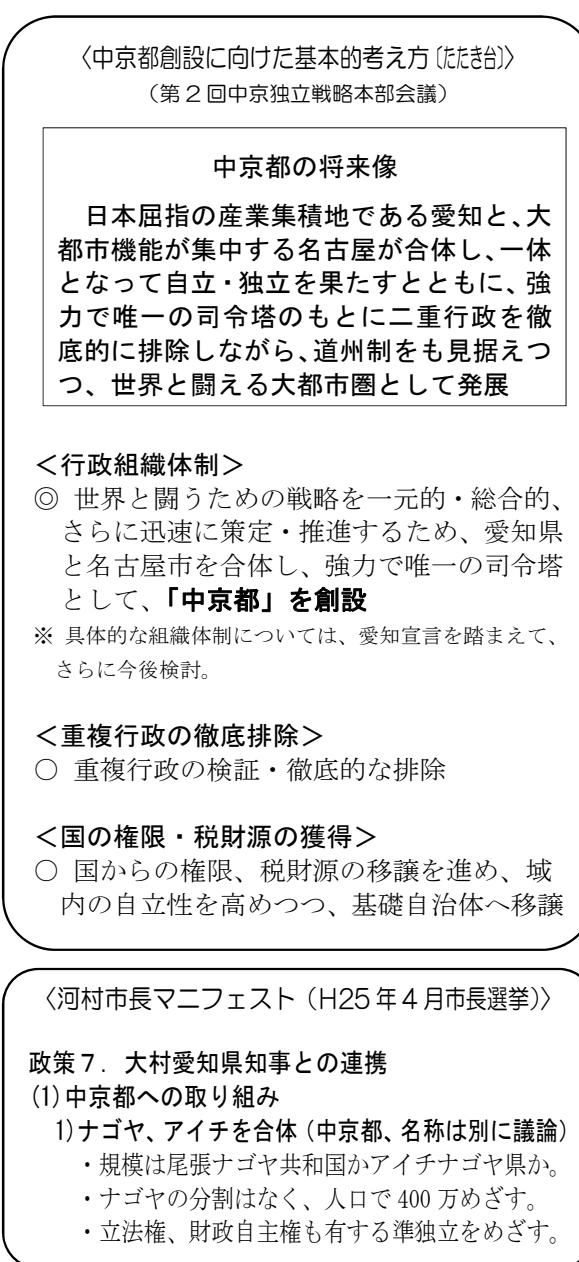
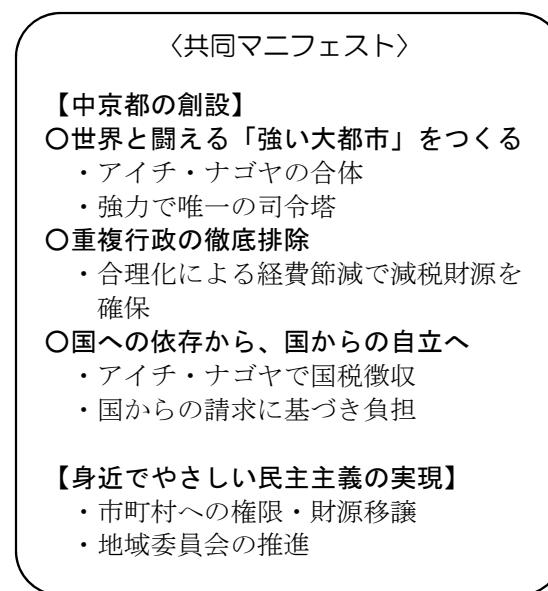
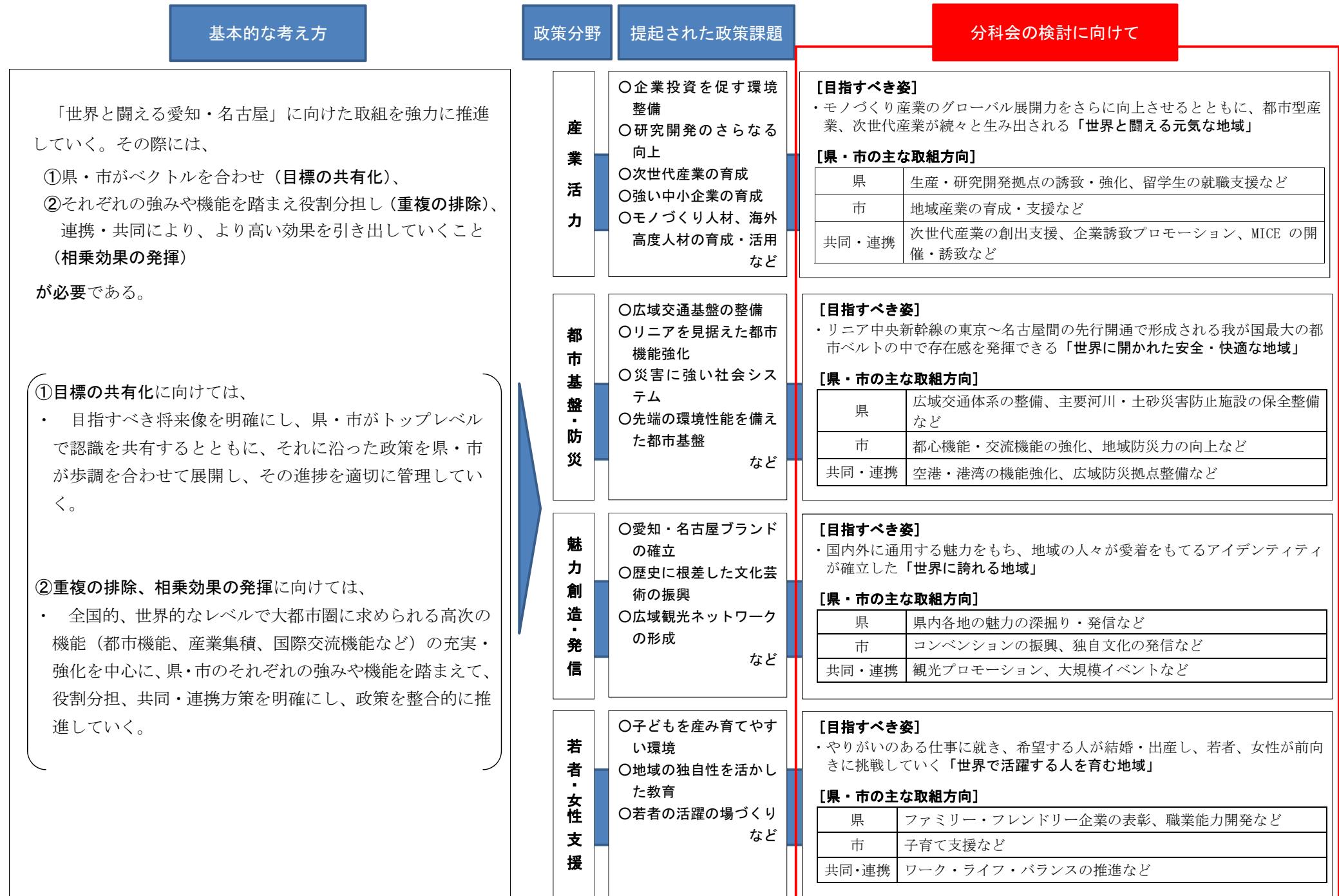


中京都のあり方について



中京都の実現に向けた政策面での検討イメージ



今後の進め方について

- 「産業活力」、「都市基盤・防災」、「魅力創造・発信」、「若者・女性支援」の4つの分科会に分かれて、それぞれの政策課題に即した、より専門的な議論を積み重ねていく。
- 分科会での議論の成果をもとに、本部会議でさらに検討を行い、中京都構想の実現に向けた基本的な考え方を取りまとめていく。
- 分科会の構成等については、以下のとおりとする。

分科会	分科会の構成案			事務局
	本部長	本部員	実務的専門家	
産 業 活 力	・知 事 ・市 長	・小平信因 氏 (トヨタ自動車㈱代表取締役副社長) ・鶴田欣也 氏 (愛知県中小企業団体中央会会长 (鶴田石材 ㈱代表取締役社長)) ・浜本英嗣 氏 (日本ガイシ㈱代表取締役副社長)	検討テーマごとに実務的専門家 1 ~ 2 名が参加	県
都 市 基 盤 ・ 防 災		・奥野信宏 氏 (中京大学理事・総合政策学部教授) ・木村 操 氏 (名古屋商工会議所副会頭 (名古屋鉄道㈱相 談役)) ・柘植康英 氏 (東海旅客鉄道㈱代表取締役副社長)		市
魅 力 創 造 ・ 発 信		・浅井慎平 氏 (写真家) ・永谷亜矢子 氏 (㈱よしもとクリエイティブ・エージェンシー よしもと NEW GIRLS PROJECT ゼネラルプロデューサー) ・安田文吉 氏 (南山大学人文学部教授)		市
若 者 ・ 女 性 支 援		・井沢元彦 氏 (作家) ・中村捷二 氏 (一般社団法人中部経済連合会副会长 (中部 ガス㈱代表取締役会長)) ・濱口道成 氏 (名古屋大学総長)		県

中京独立戦略本部規約(改正案)

資料3

(設置)

第1条 愛知県及び名古屋市（以下「県・市」という。）は、世界と闘える愛知・名古屋の実現に向けて、「中京都」構想をはじめ、県・市が共同して取り組むべき施策の立案及び推進の司令塔として協議し、合意形成を図ることを目的として、中京独立戦略本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 世界と闘える愛知・名古屋の実現方策に関する協議
- (2) その他本部の目的を達成するために必要な業務

(構成)

第3条 本部に本部長2人及び本部員を置く。

- 2 本部長は、愛知県知事及び名古屋市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を総理し、本部を代表する。
- 4 本部員は、地域の経済界又は学界の関係者や学識経験を有する者等のうちから、本部長が委嘱する。
- 5 本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は追加の本部員の任期は、他の本部員の残任期間とする。
- 6 本部員は、再任されることができる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が招集する。

- 2 本部会議においては、本部長が議長となる。
- 3 本部会議は、本部長が出席し、かつ構成員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、専門的な議論を行うため、本部会議に分科会を設けることができる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、専門知識を有する者などを本部会議に出席させることができる。
- 6 本部会議は、原則公開とする。ただし、本部員又は第三者の権利や利益、公共の利益を害するおそれがあるなど、公開に支障があると本部長が判断した場合には、会議を非公開とすることができます。

(タスクフォース)

第5条 本部には、本部会議の協議のもとに、個別の事項ごとに取組方策を検討及び立案させるため、タスクフォースを置くことができる。

- 2 タスクフォースは、当該事項について専門知識を有する者のうちから本部長が委嘱する委員のほか、必要に応じて、県・市の関係部局職員をもって構成する。

(プロジェクトチーム)

第6条 本部には、本部会議又はタスクフォースの協議及び検討のもとに、個別の施策及び事業ごとに取組を進めさせ、またはタスクフォースでの検討及び立案を支援するため、プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームは、県・市の関係部局職員等をもって構成する。

(事務局)

第7条 本部の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、県・市に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、本部長が定める。

(経理)

第8条 本部に要する経費は、県・市の負担とする。

- 2 前項の経費の負担に関し必要な事項は、毎年度、県・市の協議によって定める。

(謝金及び旅費)

第9条 本部員、タスクフォースの委員等に対しては、謝金及び旅費を支給することができます。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規約は、平成24年2月9日から施行する。

この規約は、平成25年月日から施行する。